

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 16



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

議 会 訓 令

○鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令(※) (総務課取扱い) 1

人 事 委 員 会 規 則

○鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則(※)
(総務課取扱い) 2

監 査 委 員 告 示

○鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程(※) (監査委員事務局取扱い) 2

県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程

○県立病院局組織規程の一部を改正する規程(※) (県立病院課取扱い) 3

○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程(※) (県立病院課取扱い) 3

○鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程(※) (県立病院課取扱い) 4

○鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(※)
(県立病院課取扱い) 4

企 業 管 理 規 程

○鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(※)
(工業用水課取扱い) 6

議 会 訓 令

鹿児島県議会訓令第 3 号

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

鹿児島県議会事務局規程の一部を改正する訓令

鹿児島県議会事務局規程(昭和50年鹿児島県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文書処理」の次に「, 会計年度任用職員の給与等」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 前2条に定めるもののほか, 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる組織に置き, その職務は, 同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	組 織	職 務
運転技師	総務課	上司の命を受け, 労務に従事する。
別に定める会計年度任用の職	必要な課	上司の命を受け, 事務に従事する。

第10条第2項第6号中「。以下同じ」及び「臨時職員及び」を削り, 「所得税」の次に「及び住民税」を加え, 同項第7号を次のように改める。

(7) 非常勤職員の費用弁償(通勤手当相当額)の確認及び決定事務

第7章中第20条を第21条とし, 同章を第8章とする。

第6章中第19条を第20条とし, 第18条を第19条とし, 同章を第7章とし, 第5章の次に次の1章を加える。

第 6 章 会計年度任用職員の給与等

第 18 条 会計年度任用職員の給与等については、鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 37 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県人事委員会の行政組織等に関する規則（昭和 51 年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「役付吏員」を「役付職員」に改める。

第 15 条第 3 項第 3 号中「前条第 10 号」を「前条第 9 号」に改め、同項第 4 号中「前条第 11 号」を「前条第 10 号」に改める。

第 20 条第 1 項第 6 号中「臨時職員及び」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(9) 非常勤職員の費用弁償（通勤費用相当額）の確認及び決定に関すること。

第 20 条第 2 項中「第 5 号まで」の次に「及び第 9 号」を加える。

第 26 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等、給与、服務及び倫理の保持）

第 26 条の 2 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等については、鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 38 号）の例による。

2 会計年度任用職員の給与については、鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年鹿児島県規則第 37 号）の例による。

3 会計年度任用職員の服務については、鹿児島県職員服務規程（昭和 35 年鹿児島県訓令第 25 号）の例による。

4 会計年度任用職員の職務に係る倫理の保持については、鹿児島県職員倫理規程（平成 19 年鹿児島県訓令第 10 号）の例による。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

監査委員告示**鹿児島県監査委員告示第 3 号**

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	長野信弘
同	大藪 豊
同	酒匂卓郎
同	前野義春

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和 61 年鹿児島県監査委員告示第 1 号）を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 6 号中「臨時職員及び」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(8) 非常勤職員の費用弁償（通勤費用相当額）の確認及び決定に関すること。

第 13 条 第 2 項 中 「第 5 号 まで」 の 次 に 「及 び 第 8 号」 を 加 え る。

第 5 章 中 第 16 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る。

(会 計 年 度 任 用 職 員 の 勤 務 時 間, 休 暇 等, 給 与, 服 務 及 び 倫 理 の 保 持)

第 16 条 の 2 地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 22 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 会 計 年 度 任 用 職 員 (以 下 「会 計 年 度 任 用 職 員」 と い う。) の 勤 務 時 間, 休 暇 等 に つ い て は, 鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間, 休 暇 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 規 則 第 38 号) の 例 に よ る。

2 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 に つ い て は, 鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 規 則 第 37 号) の 例 に よ る。

3 会 計 年 度 任 用 職 員 の 服 務 に つ い て は, 鹿 児 島 県 職 員 服 務 規 程 (昭 和 35 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 25 号) の 例 に よ る。

4 会 計 年 度 任 用 職 員 の 職 務 に 係 る 倫 理 の 保 持 に つ い て は, 鹿 児 島 県 職 員 倫 理 規 程 (平 成 19 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 10 号) の 例 に よ る。

附 則

こ の 規 程 は, 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 2 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 10 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

4 必 要 と 認 め る と き は, 別 に 定 め る 会 計 年 度 任 用 の 職 を 本 局 及 び 病 院 に 置 き, そ の 職 に あ る 者 は, そ れ ぞ れ 上 司 の 命 を 受 け, 担 任 職 務 を 処 理 す る も の と す る。

附 則

こ の 規 程 は, 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....
県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 福 元 俊 孝

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 3 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 9 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 4 の 項 第 19 号 中 「29, 30」 を 「26, 27」 に, 同 項 第 20 号 中 「31②」 を 「28②」 に, 同 項 第 21 号 中 「31②」 を 「28②③」 に, 同 表 11 の 項 中 「規 則」 の 次 に 「, 鹿 児 島 県 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間, 休 暇 等 に 関 す る 規 程 (令 和 2 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 3 号) を 「非 常 勤 規 程」 を 加 え, 同 項 第 5 号 中 「介 護 時 間」 を 「介 護 時 間 若 し く は 規 程 第 24 条 第 2 項 第 7 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇」 に, 「21①」 を 「21①, 非 常 勤 規 程 26③, 28①」 に 改 め, 同 項 第 6 号 中 「介 護 時 間」 を 「介 護 時 間 若 し く は 規 程 第 24 条 第 2 項 第 7 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇」 に, 「21①」 を 「21①, 非 常 勤 規 程 26③, 28①」 に 改 め, 同 項 第 7 号 中 「介 護 時 間」 を 「介 護 時 間 若 し く は 規 程 第 24 条 第 2 項 第 7 号 に 規 定 す る 特 別 休 暇」 に, 「21①」 を 「21①, 非 常 勤 規 程 26③, 28①」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は, 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「職員の勤務時間、休日」を「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の勤務時間、休日」に改め、第 3 条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇の取扱いについては、鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県訓令第 3 号）に定める勤務時間、休日及び休暇の例による。

第18条中「職員」を「職員（会計年度任用職員を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 会計年度任用職員が公務上の災害又は通勤による災害のため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第30号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償を行う。

第21条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第21条 第 4 条の 2、第 4 条の 3、第12条、第14条、第16条、第17条、第19条及び第20条は、会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 5 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「又は」を「、鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成31年鹿児島県条例第16号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）又は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は給料、通勤手当、特殊勤務手当（防疫等作業手当、放射線取扱手当、精神保健業務手当、夜間看護等手当及びドクターヘリ救急医療業務手当）、超過勤務手当、夜間手当、休日給、宿日直手当及び期末手当とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の給与等）

第 2 条の 2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、会計年度任用職員給与条例第 8 条、第 9 条、第11条、第12条、第13条及び第14条に規定するパートタイム会計年度任用職員の給与の例によるものとし、前項に規定する各種手当（期末手当を除く。）の支給に関する事項は、県職員給与条例第 2 条に規定する職員の例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間に係る支給割合は、必要に応じて管理者が別に定める。

3 第 1 項の場合において、パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当については、正規

の勤務時間が割り振られた日又は週において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その日の勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又はその週の勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務の場合は、県職員給与条例第15条第1項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で知事が人事委員会と協議して定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。第17条第2項中「歯科医師」の次に「(パートタイム会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、入院患者の病状の急変等に対処するために宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の医師又は歯科医師に対する宿日直手当の額は、必要に応じて管理者が別に定める。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員に係る適用除外)

第18条 第4条、第4条の2、第5条の規定は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員には適用しない。

別表第7イの表を次のように改める。

イ 部長級

組 織 の 区 分	職
県民健康プラザ鹿屋医療センター	院長
県立始良病院	院長
県立薩南病院	院長
県立北薩病院	院長

別表第7ウの表を次のように改める。

ウ 次長級

組 織 の 区 分	職
本局	次長
県立大島病院	院長
	副院長
	事務長
県立薩南病院	副院長
県立北薩病院	副院長
	総看護師長

別表第7エの表本局の項中 「 経営企画監 」 を

「 経営企画監
参事(本務の者に限る。) 」 に改め、同表県立大島病院の項中

「 総看護師長 」 を 「 総看護師長
診療放射線技師長 」 に

改め、同表県立北薩病院の項中 「 薬局長
総看護師長 」 を

「 薬局長 」 に改める。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。)として雇用していた者を施行日後に当該非常勤職員等の職(以下「施行日前の職」という。)と同等の会計年度任用の職(以下「施行日後の職」という。)

で任用する場合であって、施行日後の職における日額又は時間給額が施行日前の職における日額又は時間給額に達しないときは、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程にかかわらず、当該パートタイム会計年度任用職員には、当分の間、管理者が会計年度任用の職ごとに別に定める日額又は時間給額を支給する。ただし、医師であるパートタイム会計年度任用職員は、この限りではない。

企 業 管 理 規 程

鹿児島県企業管理規程第 3 号

鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部職員の給与に関する規程（昭和 45 年鹿児島県企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 会計年度任用職員の給与は、この規程に定めるもののほか、当分の間、鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（平成 31 年鹿児島県条例第 16 号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。